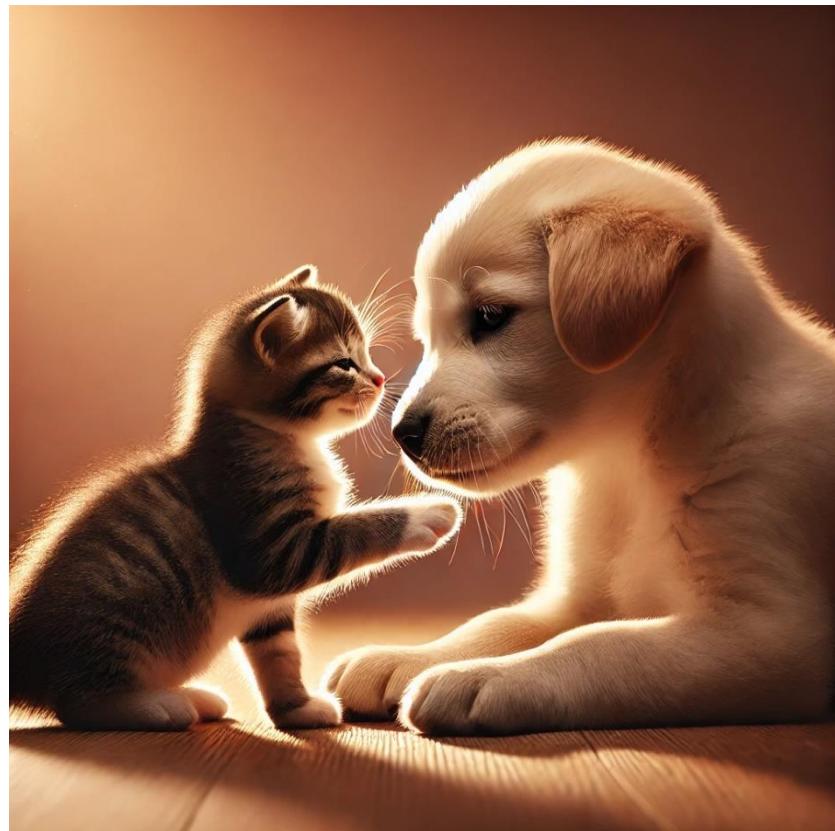


(仮称) いわき市動物愛護管理センター

整備方針



～ 人と動物が共に生きる心豊かなまちを目指して ～

令和7年12月

保健福祉部 保健所 生活衛生課



## はじめに

～ 人と動物が共に生きる心豊かなまちを目指して ～



近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、犬や猫など家庭で飼育されている動物は、「共に生きる家族の一員」として生活に深く関わり、やすらぎや癒しを与える存在となっています。

また、動物の飼育については、子どもの情操教育、高齢者の認知機能低下の予防及びストレスの軽減など、教育、福祉、医療面での効果が期待されます。

その一方で、飼い主における動物の生理、生態、習性等に関する知識不足や適正飼養に係るモラルの欠如により、動物の遺棄や虐待、放し飼いの犬による咬傷事故や飼い犬の無駄吠えによる騒音、ふんの放置や多頭飼育による周辺環境への影響など、様々な問題が顕在化しています。

さらに、昨今激甚化している災害において、自宅等で飼育が困難となったペットを一時的に保護する場所の確保も求められています。

かつての動物管理行政における市の役割については、狂犬病予防法に基づく犬の抑留など、動物による人の生命、身体、財産に対する侵害を防ぐことを重視したものがありました。

しかし、近年においてはこれら旧来からの業務を基本としつつも、動物愛護精神の涵養や殺処分の減少に向けた取組みなど、人と動物が共生する社会の実現に向けた動物愛護に関する役割の比重が大きくなっています。

この役割を推進していくには、市民が気軽に動物とふれあえることができる開かれた施設が求められますが、現在本市が有する動物施設は、犬の抑留管理を目的に福島県が整備した施設を中核市移行に伴い移管されたものであるため老朽化が著しく、また、敷地面積が狭小であり、市民が気軽に訪れるには困難な場所に位置しています。

これらのことから、動物の飼い主のみならず、全ての人が動物への理解を深め命の尊さを感じることができる「人と動物が共に生きる心豊かなまち」を目指すための動物愛護管理行政の総合拠点施設として、(仮称)いわき市動物愛護管理センターの整備の検討を行い、本整備方針として取りまとめました。

方針策定にあたりましては、これまで多くの市民の皆様や関係機関の方々から貴重な御意見、御提言、御要望を頂きましたことに心から感謝いたします。頂いた御意見等を参考とさせて頂きながら、市民が親しみを持って訪れることができる施設となるよう整備を進めて参りますので、御理解と御協力をお願いします。

令和7年12月

いわき市長 内田 広之

## 目 次

1	本市動物愛護管理の基本理念	1
2	本方針策定までの経緯	1
3	(仮称) 動物愛護管理センター整備に向けた基本的な考え方	
(1)	本市「まちづくり経営指針」の位置づけ	1
(2)	コンセプト	1
(3)	整備にあたり配慮すべき事項	2
4	施設の運営形態等	
(1)	運営形態	2
(2)	事業手法	3
(3)	従事体制	3
(4)	開館日	3
5	整備方針	
(1)	整備計画地	3
(2)	施設規模	5
(3)	施設の構造	5
(4)	施設の機能	5
(5)	施設の構成	7
6	財源確保策	16
7	センター供用開始までのスケジュール	16
【参考】		
1	動物愛護管理センターに係る国県の動向	17
2	本市動物施設の現状	
(1)	犬管理所	18
(2)	猫収容施設	19
3	本市の動物（犬・猫）に係る統計	
(1)	収容頭数推移	20
(2)	犬の登録頭数	23
(3)	狂犬病予防注射頭数	23
(4)	犬猫に係る苦情件数	24
(5)	不妊去勢手術費助成件数	25

## I 本市動物愛護管理の基本理念

市民一人ひとりが動物への適正な知識や理解を深め、動物を通して生命を大切にする心を育てるとともに、動物の適正な管理がなされ、「人と動物が共に生きる心豊かなまち」を目指す。

## 2 本方針策定までの経緯

本方針は、これまで学識経験者や動物愛護団体等を構成員とする各種会議から頂いた意見等を参考とし、施設の目的、整備場所や施設規模、施設の機能や構成などについて検討し策定しました。

- 動物愛護行政のあり方検討懇談会（H23～24年度）委員6名
- 動物愛護センター整備検討委員会（H26年度） 委員7名
- 「(仮称) いわき市動物愛護センター」の早期建設に関する要望書（H28年度）
  - ・要望者：市内動物愛護団体 ・署名数：4,232名
- 「(仮称) いわき市動物愛護センター」の早期整備に関する要望書（H29年度）
  - ・要望者：市内動物愛護団体
- いわき市動物愛護センター整備に関する要望書（H29年度）
  - ・公益社団法人福島県獣医師会いわき支部
- 「(仮称) いわき市動物愛護センター」の早期建設を求める請願書及び要望書（H30年度）
  - ・請願者：（公社）福島県獣医師会いわき支部、市内動物愛護団体
  - ・要望者：市内動物愛護団体 ・署名数：6,465名
- 動物愛護センター整備検討市民委員会（R元年度） 委員21名
- 動物愛護管理センター整備条件調査業務委託（R4年度）

## 3 (仮称)いわき市動物愛護管理センター(以下「センター」)整備に向けた基本的な考え方

### (1) 市「まちづくり経営指針」の位置づけ

柱：命・暮らしを守る

分野：暮らし

施策：地域共生社会の実現

事業名：(仮称) 動物愛護管理センター整備事業

### (2) コンセプト

動物の愛護啓発と保護管理の機能を集約した形態とし、「いのちを『守る』『繋ぐ』『学ぶ』場」としての役割を有し、『誰もが気軽に訪れ 動物とふれあい 命と向き合

える交流施設』とします。

センターは、家庭動物である「犬」「猫」を主体とし、コンセプトを具現化するため、次の機能を持たせます。（詳細は5(4)）

※ 家庭動物：犬や猫を中心として家庭等で飼育及び保管されている動物

- ① 犬猫の適正な飼い方・接し方の啓発機能
- ② 犬猫とのふれあいの場を提供する機能
- ③ 犬猫の殺処分を減らすための機能
- ④ 狂犬病等の感染症予防対策機能
- ⑤ 放浪犬等を保護収容・管理する機能
- ⑥ 民間団体等との連携機能
- ⑦ 災害時における対応機能

### (3) 整備にあたり配慮すべき事項

- 人獣共通感染症に留意し、衛生面に配慮
- 防音、防臭に努め、周辺地域の生活環境に配慮
- 諸室は、機能的に活用できるよう配慮
- 再生可能エネルギー設備の導入など環境負荷の低減に配慮
- 訪問者が安全かつ快適に利用できるよう「福島県人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考にバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮
- 災害時に自宅等で飼育が困難となったペットを一時的に保護する場所としての役割を果たせるよう配慮
- 維持コストの低減と維持管理のしやすさに配慮

## 4 施設の運営形態等

### (I) 運営形態

センターの業務については、保護収容した幼犬・幼猫へミルクを与えるボランティアなど多様な主体との連携を図ることを想定していますが、狂犬病予防法の規定による狂犬病等の人獣共通感染症のまん延防止や、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する動物の適正な飼養に関し、専門的な知識を必要とする業務が多岐に渡ります。

このため、センターの運営形態については、質の高い行政サービスを提供すべく、公衆衛生獣医師（公務員獣医師）を中心とした公営を基本とします。

なお、現在も委託している、野犬等の捕獲、犬猫への給餌等の管理及び清掃、機械警備、設備点検については、センター運営においても原則業務委託とします。

## (2) 事業手法

施設整備に係る設計や建設の事業手法については、民間の資金を活用する PPP/PFI 手法も考えられます。

事業手法を検討するため、先行事例である全政令市(20市)とセンターを有する中核市(26市)の事業手法を調査した結果、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI 法)」施行後に整備したセンターのうち、民間事業者が収益性を見込むことは困難等の理由により、PPP/PFI 手法を導入したセンターはありませんでした。

このため、本市がセンターに備える機能が、先行市が有する機能と大きく異なるものではないことを踏まえ、設計・建設の事業手法については、調査した先行市同様、公設を基本とします。

## (3) 従事体制

現状での家庭動物に関する市の業務は、保健所生活衛生課動物愛護係が担っており、公衆衛生獣医師 3 名、事務職 1 名、会計年度任用職員 1 名の 5 名体制で対応しています。

センター整備後においては、各種申請や動物に関する苦情相談、収容した犬猫の飼育などの既存業務に加え、定期的な譲渡会の開催や不妊去勢手術の実施など、殺処分減少に向けた愛護啓発や保護管理に係る新たな取り組みを見込んでいます。

これらを適切に実施するためは、現状の従事体制では困難と思料されることから、他市センターの従事体制も参考としながら、施設の役割を適切に果たせるよう、具体的な職種や人数について調整を図ります。

## (4) 開館日

センターは、『誰もが気軽に訪れ 動物とふれあい 命と向き合える交流施設』として、広く市民の皆様に利用していただきます。

このため、より多くの市民の皆様が、犬猫の譲渡会などへ参加しやすい環境を考慮し、センターの開館は、平日を基本としつつも土日等を含め調整します。

# 5 整備方針

## (I) 整備計画地

災害発生時の安全性、騒音等による周辺への影響、インフラ整備状況、敷地面積、市民の利便性を総合的に評価した結果、次の場所を整備計画地として進めています。

### 【整備計画地の概要】

○所 在 : 内郷綴町舟場 1 番 162

○敷地面積 : 7,996m<sup>2</sup> ○地 目: 宅 地 ○所 有 者: いわき市

- 区域区分 : 市街化調整区域（容積率200%、建ぺい率60%）
- 災害指定 : 地すべり防止区域(昭和51年指定)※県において対策工事概成
- その他の : 平成24年まで「福島職業能力開発促進センターいわき訓練センター（ポリテクセンターいわき）」の事務棟等が設置。※現状は更地

【位置図】



【拡大図】



## (2) 施設規模

令和元年度の検討市民委員会から報告を受けた「施設の機能（取組み）」や「施設の構成（機能を具現化させるための諸室等）」を満たすことを基本とし、本市に見合った適正な施設規模とするため次の視点を重視した結果、建物の床面積を概ね900m<sup>2</sup>として整備を進めます。

なお、具体的な施設規模は、今後における基本設計や実施設計を踏まえ決定します。

### 《視 点》

① 施設の大部分を占めることとなる犬猫の収容室面積の判断材料となる計画収容頭数については、昨今における保健所で収容した頭数を基本とします。

犬：20頭程度 猫：50頭程度

② 次の施設規模を参考とします。

ア 本市と人口規模が類似している中核市が有しているセンターのうち、本市が求める「施設の機能」や「施設の構成」の大部分を満たしている施設

イ アの施設のうち、犬猫の計画収容頭数が本市と類似しており、且つ、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡率が高く、殺処分率が低い施設

## (3) 施設の構造

犬猫の収容を主とする施設であることから、堅牢さに加え、鳴き声による周辺への影響に配慮し、遮音性と気密性の機能を高める必要があります。

令和4年度に実施した調査業務委託による構造方式の比較において、動物を収容する施設としては、鉄骨造や木造と比べ、鉄筋コンクリート造が適していることが示されました。

このため、センターの構造方式は鉄筋コンクリート造をメインとしつつ、周辺環境へ影響を及ぼすことのない諸室については、より建設費用が抑えられ、維持管理がしやすい構造方式の採用を検討します。

## (4) 施設の機能（施設での主な取組み）

① 犬猫の適正な飼い方・接し方の啓発機能

ア ペットの飼い主の責務やマナーを喚起するとともに、ペットを飼っていない方にも動物への理解を深めてもらえるよう、犬猫の正しい飼い方や接し方に加え、災害に備えて準備すべきことや、いつかは訪れるペットの介護・看取りに向けた心構えなどの普及啓発を行います。

○飼い犬のしつけ方教室 ○飼い猫や地域猫に関する教室(にゃるほど猫学)

○ペットを飼う上で的心構え教室(災害への備え、看取りなど)【新規】

○動物愛護ふれあいフェスティバル in いわき (動物愛護週間イベント)

○SNS (いわき動物愛護通信) を活用した広報【拡充】

イ ペットショップやペットホテルなどの動物取扱業者に対し、現地調査等により動物の管理状況などを監視し、適正な飼養管理への指導を行います。

また、動物取扱業者と連携し、市民への適正飼養の普及啓発を行います。

○動物取扱事業所への立ち入り検査 ○動物取扱責任者を対象とした研修会

○犬猫販売時等における適正飼養の啓発【新規】

② 犬猫とのふれあいの場を提供する機能【新規】

ア センターへ収容した犬猫とふれあい、ぬくもりや命の尊さを感じもらうことにより、収容している犬猫の譲渡を促進します。

○定期的な譲渡会の開催

イ 子どもへの情操教育や、高齢者等へのアニマルセラピーなどの場としての活用を推進します。

○小学校、保育園等と連携した教育の場の提供（校外・園外学習での活用）

○高齢者施設等と連携した癒しの場の提供

③ 犬猫の殺処分を減らすための機能【拡充】

保健所へ収容される犬猫を減らすため、

ア 飼い主に対し、望まれない命の誕生を防ぐための不妊去勢手術の重要性や、動物の遺棄は犯罪行為であることを強く啓発します。

○飼い猫不妊去勢手術費助成事業

イ 所有者のいない猫を「地域猫活動」として管理する団体を支援します。

○所有者のいない猫不妊去勢手術費助成事業

ウ センターへ収容された犬猫の譲渡促進に向け、譲渡希望者との相性確認や、迎え入れる家庭での適応を見極めるため、正式な譲渡前に一定期間譲渡希望者の家庭で生活してもらう「トライアル制度」の導入を検討します。

エ 多頭飼育問題の深刻化を予防するため、必要に応じ福祉部局等との連携により飼養管理が不適切な状態の飼育者を早期発見し、適正飼養の指導等の早期対応を図ります。

○福祉部局等との緊密な情報連携

○「公益財団法人どうぶつ基金」の助成制度を活用した不妊去勢手術費支援

オ 長期間センターへ収容されている犬猫については、動物愛護団体等の協力を得ながら譲渡に取り組みます。

④ 狂犬病等の感染症予防対策機能

ア 法定義務である、犬の生涯1回の畜犬登録、及び年1回の狂犬病予防注射の啓発活動を行います。

- イ 人獣共通感染症など動物が関係する各種情報の提供を行います。
- ウ 狂犬病発生時にはセンターが中心となり、県や近隣市町村等の関係機関と連携しながら的確に対応します。

⑤ 放浪犬等を保護収容・管理する機能

- ア 捕獲した放浪犬、負傷した犬猫、やむを得ない理由により引き取った犬猫について、必要に応じた治療や健康管理を行い、出来る限り譲渡可能な状態になるように飼育します。

○野犬等の捕獲業務委託 ○収容犬猫の管理業務委託

○不妊去勢手術の実施【新規】

- イ 重篤な状態で回復が見込めないと判断した場合は、出来るかぎり苦痛を与えない方法で殺処分を行います。

○注射による殺処分（麻酔薬の過量投与）

○死亡した犬猫の火葬処理

⑥ 民間団体等との連携機能

(公社)福島県獣医師会や市内の動物愛護団体等と連携し、ボランティアの育成や、地域課題解決に取り組みます。

○ミルクボランティア等の育成【新規】

○地域猫活動団体拡充に向けた啓発

○所有者のいない猫不妊去勢手術費助成事業（再掲）

○「公益財団法人どうぶつ基金」の助成制度を活用した不妊去勢手術費支援

（再掲）

○犬猫販売時等における適正飼養の啓発（再掲）

⑦ 災害時における対応機能【新規】

- ア 災害時にはぐれたペットの保護収容を行い、(公社)福島県獣医師会の協力を得ながら治療等の健康管理を行います。

- イ 災害時に自宅等でのペットの飼育が困難となった場合や、避難状況等によりペットを同行できない場合などの飼い主からの依頼を受け、(公社)福島県獣医師会やボランティアの協力を得ながら、一時預かり等の保護管理を行います。

(5) 施設の構成 ((4)施設の機能を具現化させるための諸室等)

① 施設内

「動物愛護啓発・保護管理部門」「市民交流部門」「事務管理部門」に分け、訪問者の安全確保を第一としつつ、それぞれの諸室が機能的に活用できるよう配置します。

## ア 動物愛護啓発・保護管理部門

### (ア) プラットホーム（犬猫受入箇所）

センターへ移送した犬猫を最初に受け入れる場所として整備します。

ここでは、怪我の有無、健康状態、人への適応度などを確認し、その後の対応を判断します。

なお、捕獲車両を建物内へ搬入できる形態とし、建物外への逸走を防ぐためのシャッターや、汚れが著しい犬猫のための洗浄槽を設置します。

### (イ) 処置室・手術室

怪我の手当、血液検査、妊娠診断、感染症予防のためのワクチン接種を行います。また、譲渡を促進する観点から、将来的には(公社)福島県獣医師会会員の動物病院獣医師の協力を得るなどにより不妊去勢手術を行います。

なお、センターは動物病院としての役割を担う施設ではないことから、原則、骨折等の外科手術の実施は想定しませんが、人獣共通感染症である狂犬病の発生時には、保健所の役割として検体（脳）を関係機関に送付する必要があることから、狂犬病に罹患した死亡犬を解剖するために必要な安全管理のレベル（バイオセーフティレベル2）を満たした設計とします。

※バイオセーフティレベル：細菌やウイルスなどの病原体を取り扱う施設の安全性を示す分類で1から4の段階に区分されている。

※バイオセーフティレベル2：人或いは動物に病原性を有するが、実験室職員、地域社会、家畜、環境等に対し、重大な災害とならないものの、実験室内で曝露されると重篤な感染を起す可能性はあるが、有効な治療法、予防法があり、伝播の可能性は低いもの。（厚労省「病原体等のバイオセーフティレベルを分類する基準」）

※バイオセーフティレベル2設計基準（抜粋）

（WHO「実験室バイオセーフティ指針 第3版」）

- 壁、天井、床は平滑で、清掃が容易に行えるもので、液体を通さず、実験室で通常使用する薬品や消毒薬に耐え得るものでなければならない。  
床面は滑り止めの仕様でなくてはならない。
- 作業台上面は耐水性で、消毒薬、酸、アルカリ、有機溶媒や中程度の熱にも耐えられるものでなくてはならない。
- 各実験室に可能であれば水道栓を有する手洗い流しを設置する。設置場所は出口ドア付近が望ましい。

#### (ウ) 犬保護管理室、猫保護管理室

センターでは、法定事務として捕獲した犬、飼育困難な状況となり飼い主から引き取った犬猫、保護を目的に引き取った所有者不明猫など、様々な状態の犬猫を収容することとなります。

元の飼い主へ返還した犬猫以外は、原則、新たな飼い主へ譲渡することにより命を繋ぐこととしますが、収容時の怪我の治療や、譲渡適性があると判断出来るまでの期間は、感染症防止等の観点から譲渡対象犬猫とは別のスペースで経過観察することとします。

なお、管理形態は、犬用と猫用に居室を分け、動物同士の咬傷事故防止等の観点から、原則、親子や兄弟姉妹の子猫以外は1つのスペース（ケージ・檻）に1頭とします。

また、計画収容頭数は、犬5頭程度、猫15頭程度とし、「動物愛護管理法の飼養管理基準に関する省令」に準じたスペースを確保します。

#### (エ) 犬飼育室、猫飼育室

経過観察を経て譲渡適性があると判断した犬猫を管理します。管理形態は、保護管理室と同様に原則1つのスペース（ケージ・檻）に1頭とします。

なお、計画収容頭数は、犬15頭程度、猫35頭程度とし、「動物愛護管理法の飼養管理基準に関する省令」に準じたスペースを確保します。

また、猫飼育室には、猫の運動スペースを設け、その姿を訪問者が見学できる展示室としての機能を持たせます。

#### (オ) 犬隔離室、猫隔離室

感染症に罹患している犬猫や、咬傷事故加害犬等の経過観察を行います。

なお、頻繁に活用することは想定されないため、犬猫それぞれ2頭程度を収容できる規模とします。

また、飼育室や保護管理室が飽和状態になった場合で、感染症罹患犬猫がいない場合は、柔軟に活用します。

#### (カ) 犬運動室

センターへ収容している犬の健康管理のための運動スペースとします。

なお、譲渡希望者との相性確認を行うための場所としても活用します。

また、災害発生時には、自宅等で飼育が困難となったペットを一時的に保護する場所として活用します。

※災害による保護頭数が多くなり、保護期間が長期に及ぶ場合は、センターの敷地内に臨時の収容施設を設けるなどにより、ボランティア等の協力を

得ながら命を繋ぎます。

(イ) 飼料室

収容した犬猫の餌を保管し、給餌時の準備室とします。

※支援物資として、動物愛護団体や個人ボランティア等から頂く餌も保管。

(ウ) グルーミング室

犬猫の寄生虫除去等による健康管理や人への感染症防止に加え、譲渡対象犬猫の譲渡率向上を図るためシャンプーやトリミングを行います。

(エ) 洗濯室

犬猫の飼養管理するうえでのタオルや毛布等の洗濯乾燥場を設けます。

(オ) 焼却室

センターへ収容した後に死亡した犬猫や、重篤な状態で回復の見込みが無く、やむを得ず注射による殺処分をした犬猫を適正に処理します。

動物の処理方法については、廃棄物として市ごみ処理施設での焼却や、民間の動物火葬施設への委託などの選択もあります。

また、近年は、全国的に犬猫の命を繋ぐための取り組みを積極的に推進しているため、殺処分頭数は年々減少しており、本市においても焼却炉の稼働頻度は年に2～3回程度のみであります。

しかしながら、センターへ収容した犬猫を廃棄物として処理することへの市民感情に加え、感染症の拡大などにより短期間で多頭数の処理をせざるを得ない状況となった場合など、市の責務として迅速な対応を求められることを想定し、センター内に焼却室を整備します。

なお、焼却により発生するダイオキシン類を最小限に抑えるため、短時間で高温に達する能力の焼却炉とします。

また、ガス室等の殺処分を目的とした諸室は整備しません。

## イ 市民交流部門

(ア) 情報発信コーナー（エントランスを活用）

玄関先のエントランスを活用して、動物愛護に関する啓発を行います。

センターへ収容されている犬猫の譲渡促進に繋げるための個体別の特徴を記載した写真の掲示をはじめ、毎年小学生を対象に募集している動物愛護絵画コンクールの応募作品などを展示します。また、動物愛護に関する刊行物などを閲覧できる場所も併設します。

#### (イ) 研修室

市が主催する、飼い犬のしつけ方教室、飼い猫や地域猫に関する教室、動物取扱責任者研修会、犬猫譲渡会の会場としての利用に加え、小学校や保育園等の教育の場としての活用など、多くの市民が動物愛護について学び、癒しを享受できる場として提供します。

研修室の規模については、50名程度が収容可能な広さとします。

なお、次年度の更新者を対象として行っている、法定の動物取扱責任者研修会については、年度毎に研修対象者数が変わるため、対象者が多い場合は保健所内の多目的ホールを活用することとします。

また、災害発生時には、自宅等で飼育が困難となったペットを一時的に保護する場所として活用します。

#### (ウ) ボランティア室

動物愛護施策に協力を頂く、ボランティアの作業スペースとします。

ボランティアには、平常時は主として収容犬猫への給餌・給水を、災害時にはセンターに避難したペットの保護管理や支援物資の整理などについてのサポートの役割を担っていただくことを想定しています。

#### (エ) ふれあい室

譲渡希望者が飼育室で譲渡対象の犬猫を確認した後、譲渡を希望する犬猫を飼育室から移動させ、譲渡希望者との相性確認を行います。

ふれあい室は、犬用と猫用に分けて設置し、犬用は犬運動室を活用します。

#### (オ) おやこ室

センター訪問者の子どものオムツ替えや授乳の場として、大人1人、子ども2人が利用できる個室とします。

#### (カ) 訪問者用トイレ

男性用（小3、大2）、女性用（3）、多目的（1）とし、清掃用具保管場も設けます。

### ウ 事務管理部門

#### (ア) 事務室

従事者がセンター業務を適切に履行するため次の仕様を基本とします。

a 職員（正規職員、会計年度任用職員）1人あたり「事務所衛生基準規則（厚生労働省）」に基づいたスペースを確保します。

※縦2m×横2m×高さ2.5m=10m<sup>3</sup>以上

- b 訪問者が声掛けしやすいようエントランスを見渡せる場所に位置し、畜犬登録や各種申請受付のためのカウンターを設けます。
- c 文書保管のためのキャビネットを配備します。
- d センター長室等は設けず、必要に応じパーテーションで区画します。

(イ) 会議室・相談室

職員会議やセンター訪問者の各種相談の場とします。

事務室と隣接させますが、壁を設け、事務室側と事務室以外側から出入りできる仕様とします。

(ウ) 更衣室

職員の更衣室とします。男性用と女性用それぞれにロッカーを設けます。

(エ) 給湯室

事務室からの出入りがしやすい場所に、職員や来客者が利用した食器洗浄などの簡易的なキッチンや冷蔵庫を設置します。

また、食品残渣等の廃棄物保管場所として利用します。

(オ) 委託業者控室

野犬等の捕獲や収容犬猫への給餌等の管理及び清掃の委託業者が、昼食時などに休憩するための控室を設けます。

なお、控室は4名程度が収容可能なスペースとします。

(カ) 職員・委託業者用トイレ

人獣共通感染症発生時を考慮し、訪問者用トイレとは別に設けます。

なお、男性用（小1、大1）、女性用（1）とし、清掃用具保管場も設けます。

(キ) シャワー室（脱衣室含む）

野犬等の捕獲作業後など、感染症の疑いのある犬猫を扱った際などに利用します。

(ク) 倉庫

飼育するうえで必要な消耗品、保存年限文書等を保管します。

※支援物資として動物愛護団体や個人ボランティア等から頂く消耗品も保管。

## エ その他

### (ア) 玄関（風除室）

玄関は、屋外側とエントランス側にドアを設け、風除室としての機能を持たせます。

屋外から玄関入り口までの動線は、階段及びスロープとします。

### (イ) 機械室

施設を運営するうえで必要となる空調機器などを管理します。

## ② 施設外

### ア 受水槽

センターでは、動物を収容している各室の清掃に多くの水の使用が見込まれるため、安定的な水圧を確保する必要があります。

整備計画地付近には上水道の本管が整備されており、本管から分岐させた管をセンターへ直結することで水道水の使用は可能であります。

しかしながら、本管の口径が細いことに加え、整備計画地が本管より高所に位置するため、直結した場合、同じ本管を使用している周辺の他施設と同時に水を使用すると水圧が著しく低くなる可能性があります。

このため、本管からの水を一旦受水槽へ確保しておくことにより安定的な水圧を確保します。

### イ 排水処理設備

公共下水道エリアではないため、合併処理浄化槽を設置します。

なお、浄化槽の規模については、施設の用途や延床面積等を踏まえ、建築基準法及びJIS（日本工業規格）の浄化槽対象人員算定基準に基づき適切に整備します。

## ウ 駐車場

### (ア) 訪問者用駐車場

研修室の計画利用人数にあわせ、障がい者専用駐車場を含め、50台程度とします。

なお、訪問者が多数見込まれるイベント開催などの場合は、周辺事業所の協力を得るなどにより、駐車スペースの確保に努めます。

### (イ) 公用車駐車場

捕獲専用車両1台、広報車両等2台分の駐車スペースを整備します。

なお、雨風による広報設備の故障や劣化を防ぐため、駐車場には屋根を設けます。

#### エ 倉庫

捕獲するうえで必要な備品や、各種啓発に活用する大型の資器材を保管します。

#### オ 市民の憩いのスペース

ペットも含め、市民同士がふれあえる憩いのスペースとします。

スペースは犬が逸走しないようフェンスで囲います。

また、動物愛護ふれあいフェスティバル開催時には、乗馬体験コースとしてなどの活用を図ります。

#### カ 逸走防止等フェンス

収容動物の逸走防止と訪問者の安全確保のため、センター周辺にフェンスを設置します。

#### キ 監視カメラ

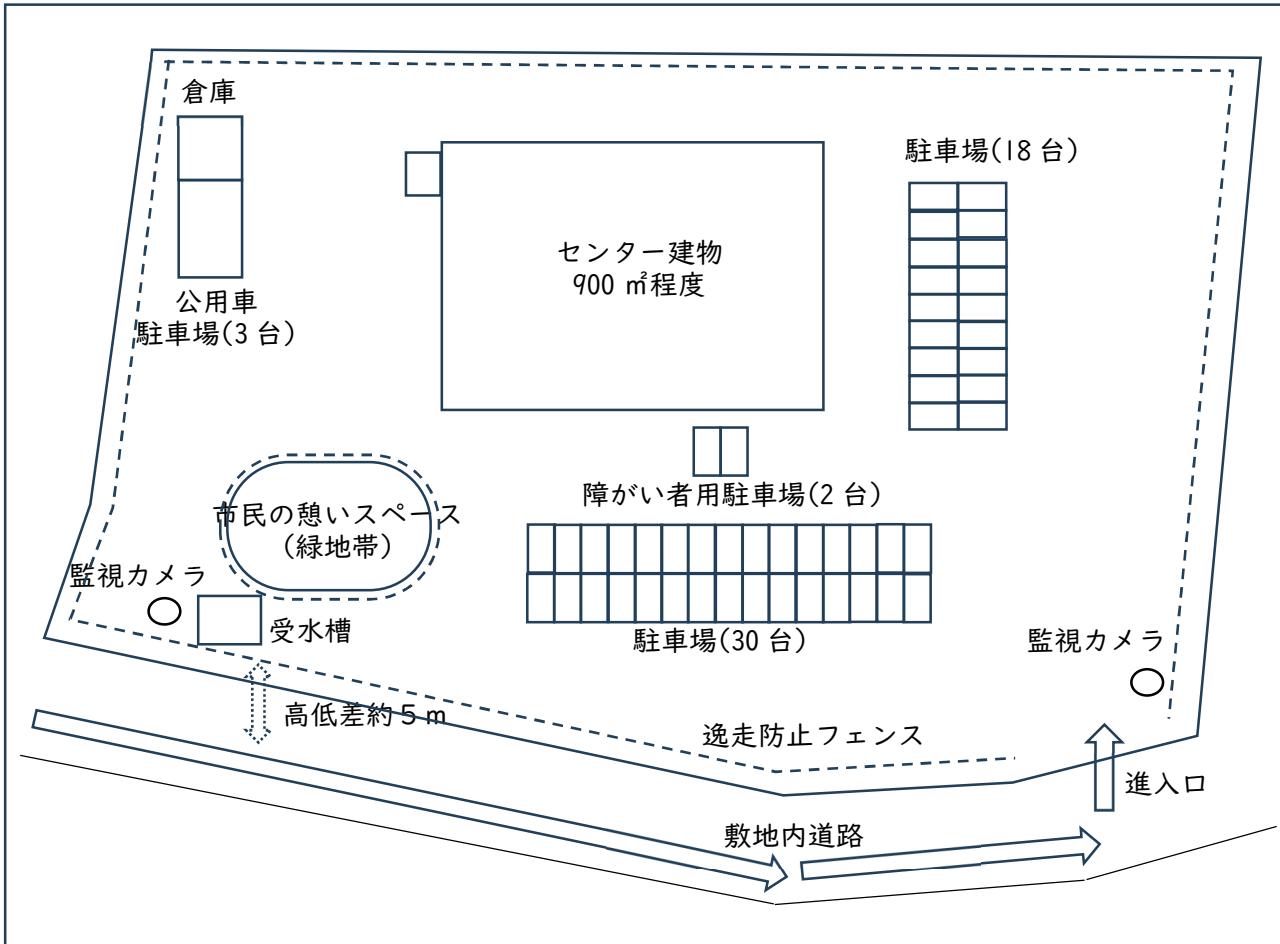
センター内や周辺への動物の遺棄を抑止するため、録画機能を備えた監視カメラを設置します。

### ③ その他

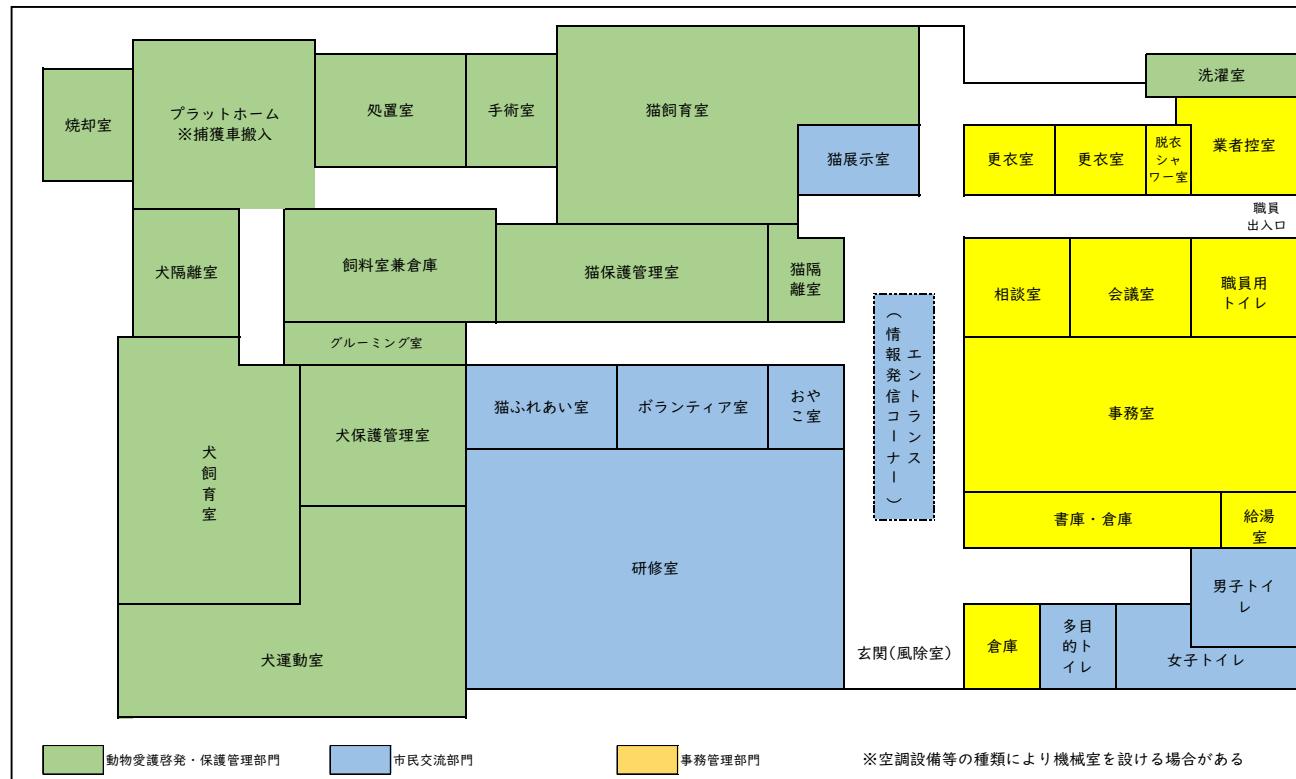
「市環境基本計画」に基づき、再生可能エネルギーや省エネルギーの設備を導入します。

また、蓄電池など、災害発生時でも収容犬猫を適正に飼養管理するための設備を導入します。

【敷地内ゾーニングイメージ】※詳細な配置は、基本設計・実施設計を踏まえ決定します。



【室内ゾーニングイメージ】※詳細な配置は、基本設計・実施設計を踏まえ決定します。



- センターは本市初の施設であり、動物収容を主な目的とする用途の特殊性を考慮すると、基本設計・実施設計の発注については、プロポーザル方式も視野に入れ進めます。

## 6 財源確保策

センター整備には多額の費用が見込まれますが、財源として活用可能な国の補助金「動物収容・譲渡対策施設整備費補助金」の予算額が例年少額であるため、整備費用の大部分を市の単独予算で賄う必要があります。

このため、自治体向けのふるさと納税制度（ガバメントクラウドファンディング）などを活用し、整備費用の確保に努めます。

また、近年、保健所へ収容される犬猫は、全国的にも猫が圧倒的に多い状況にあります。その数を減らすためには、所有者のいない猫への不妊去勢手術が、望まれない命の誕生を抑制する最も有効な手段ですが、手術費への市の支援額も年々増加傾向にあります。

さらに、センターで収容した犬猫は、原則、新たな飼い主へ譲渡されるまでセンターで管理することとなります、その期間が長期に及ぶことも想定されます。

これら支援や管理に係る予算の安定的な確保策として、動物愛護に関する基金の創設などを検討します。

## 7 センター供用開始までのスケジュール

最短で、令和10年度の供用開始を目指し整備を進めます。

年度	造成関連	建築関連
R7	○整備地測量 ○進入路実施設計・法面予備設計	—
R8	○法面実施設計	○地質調査 ○建築・設備基本実施設計
R9	○進入路工事(法面、側溝敷設)	○建築・設備基本実施設計 ○建築工事(外構含む)
R10	○進入路工事(舗装)	○建築工事(外構含む)
		供用開始

## 【参考】

### I 動物愛護管理センターに係る国県の動向

#### (1) 国の動向

令和元年6月の「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」)」の改正により、都道府県等(中核市含む)は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすことを義務付け。

#### 【動物愛護管理センターが担うべき業務】法第37条の2第2項

- ① 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- ② 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- ③ 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- ④ 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- ⑤ 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- ⑥ その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

#### (2) 福島県(以下「県」)の動物愛護センター

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により警戒区域内に取り残された被災ペット(犬、猫)を収容するため、福島県動物救護本部が「三春シェルター」として整備運営していた施設を、動物愛護の拠点として活用することを目的に寄贈を受け、平成29年4月に県動物愛護センターとして開所。

県動物愛護センターでは、県北、県中、県南の中通り地域(福島市・郡山市を除く)の3つの保健福祉事務所で行っていた動物愛護管理業務を担っている。

また、会津、南会津及び相双保健福祉事務所で行っていた動物愛護管理業務は、県動物愛護センター会津支所・相双支所(いわき市を除く浜通り全域)を設置し対応。

## 2 本市動物施設の現状

- (I) 犬管理所：平成11年度中核市移行に伴い県から建物(犬抑留所)を譲渡
- 所在地：平赤井字浅口66-2
  - 敷地面積：928.08m<sup>2</sup>
  - 延床面積：89.26m<sup>2</sup>
    - 犬収容施設(処分室含む)：61.74m<sup>2</sup>、焼却場：10.14m<sup>2</sup>、管理棟：17.38m<sup>2</sup>
  - 計画収容頭数：成犬20、子犬8(小型成犬と併用)
  - 建物変遷
    - ・ 新築：昭和42年度(県)
    - ・ 一部増築：平成6年度(県) 処分室の増築及び犬舎改修
    - ・ 改修：平成11年度  
屋根葺き替え、天井設置、檻の改修、浄化槽更新、焼却炉更新
    - ・ 大規模修繕：平成23年度 焼却設備

【全 景】



【施設内】



(2) 猫収容施設：市総合保健福祉センター内へ設置（平成15年度）

- 所在地：内郷高坂町四方木田191
- 延床面積：約35m<sup>2</sup>
  - 収容室：約15m<sup>2</sup>、処置室：約20m<sup>2</sup>
- 計画収容頭数：成猫5、子猫25(一部成猫と併用)

【全 景】

○収容室



○処置室



【施設内】

○収容室



○処置室

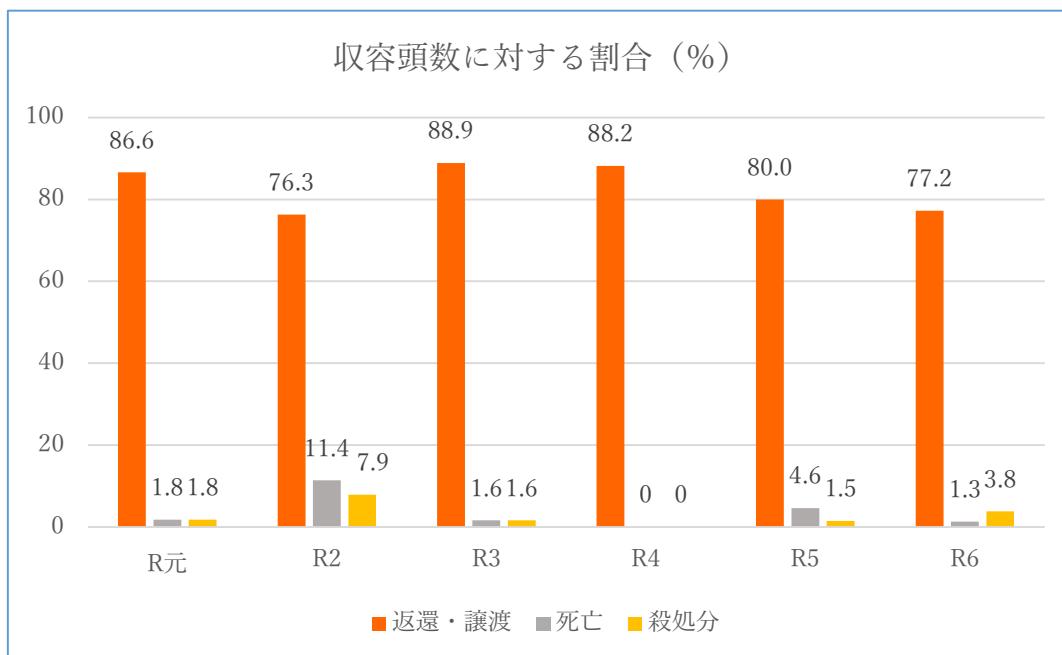
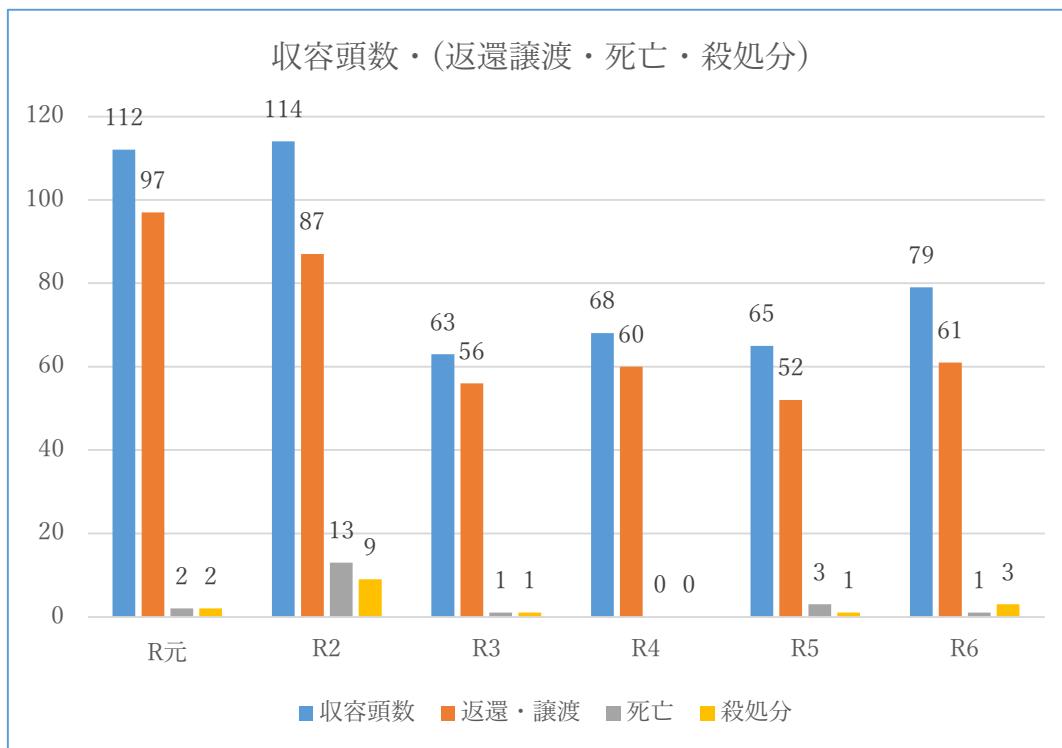


### 3 本市の動物（犬・猫）に係る統計

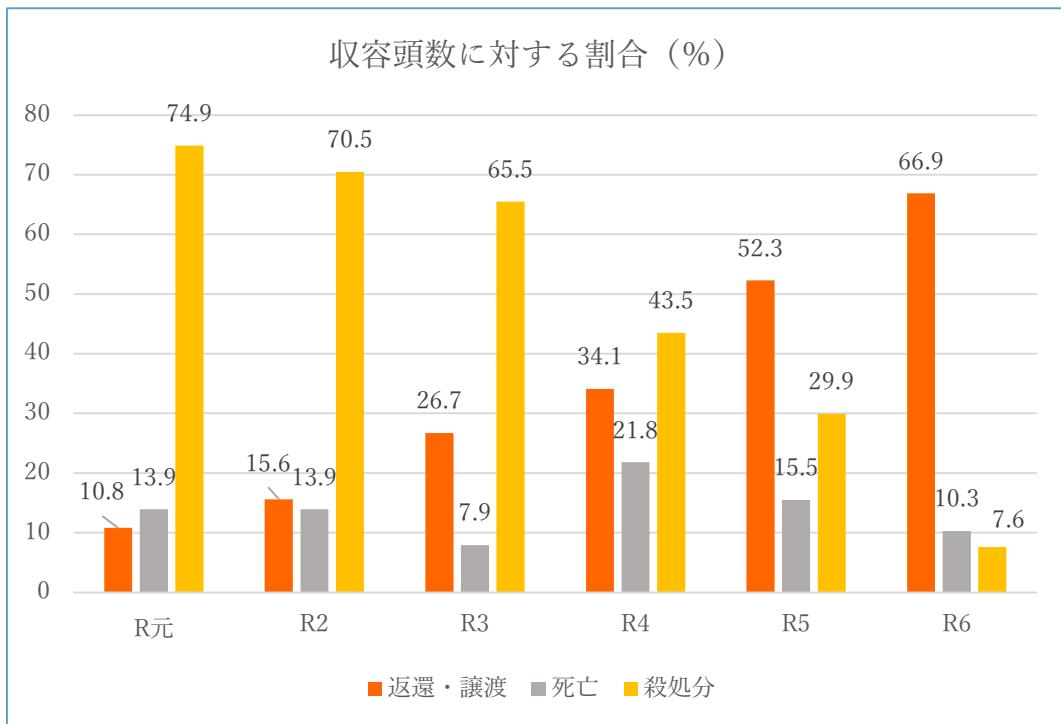
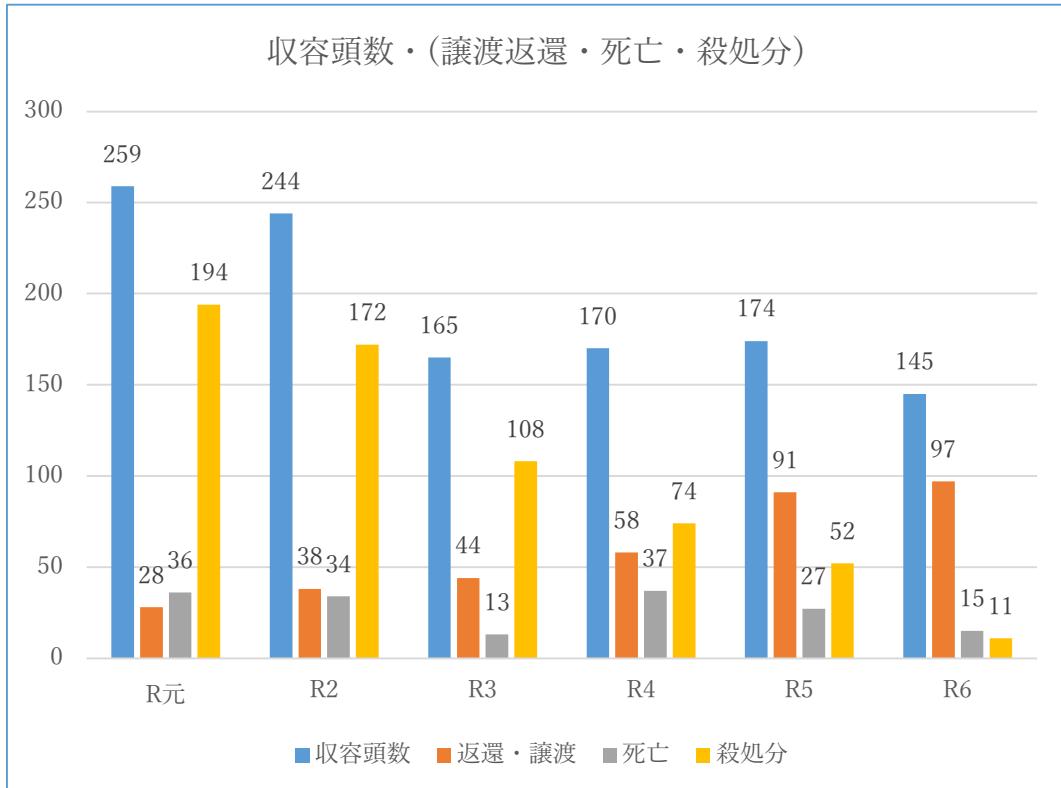
#### (I) 収容頭数推移

##### ① 年度別収容頭数推移

【犬】

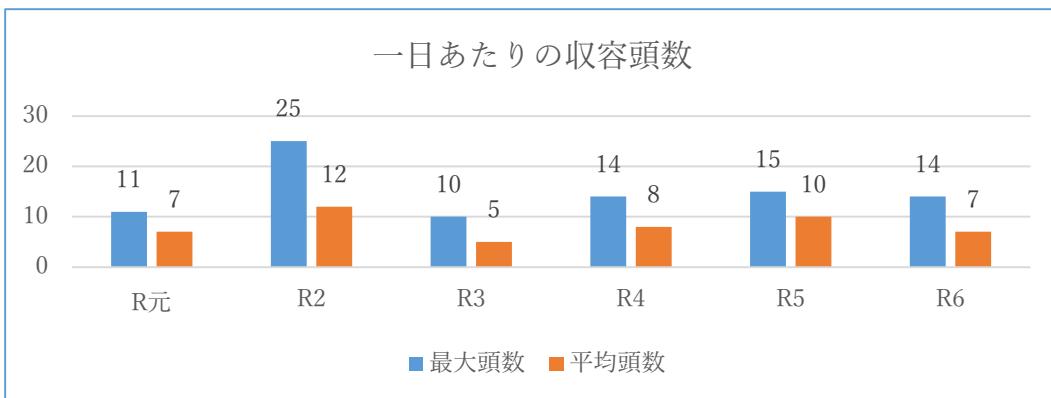


## 【猫】

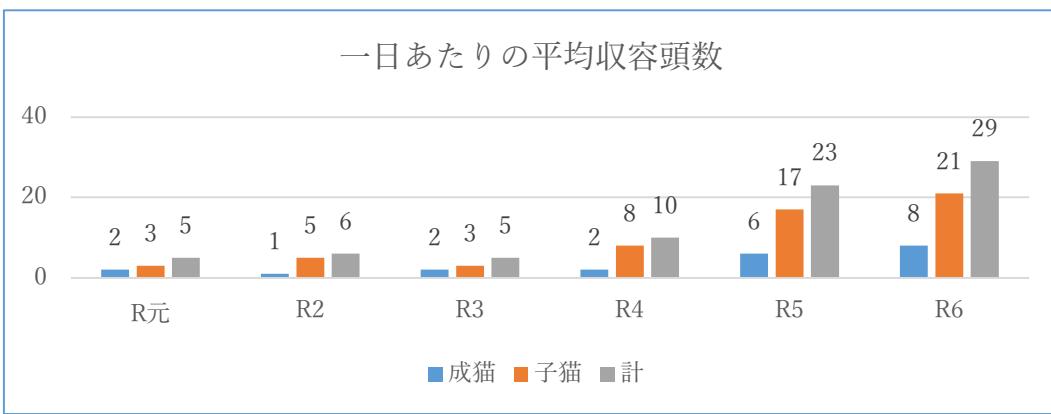
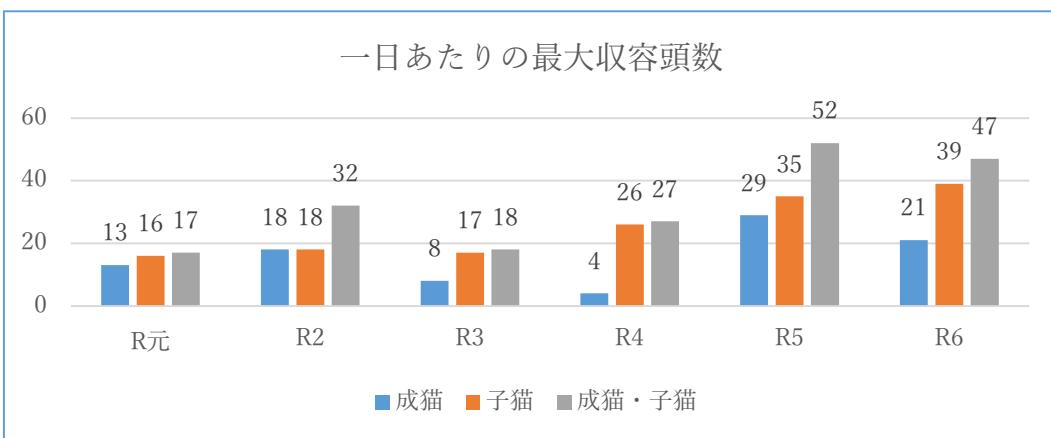


## ② 一日当たりの収容頭数推移

【犬】



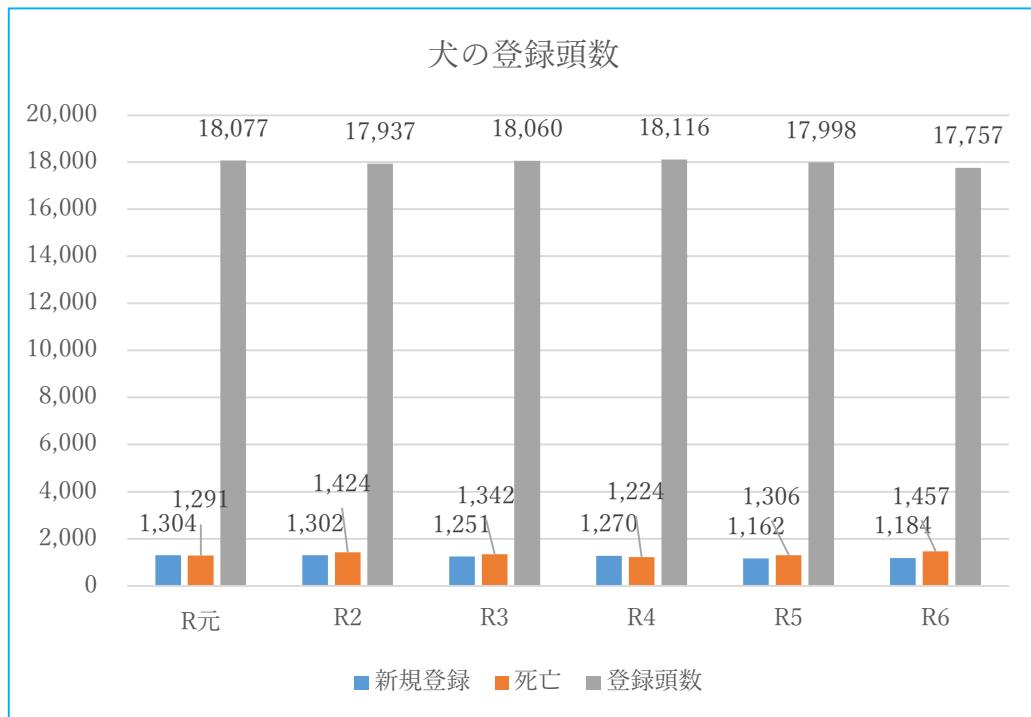
【猫】



(単位：日)

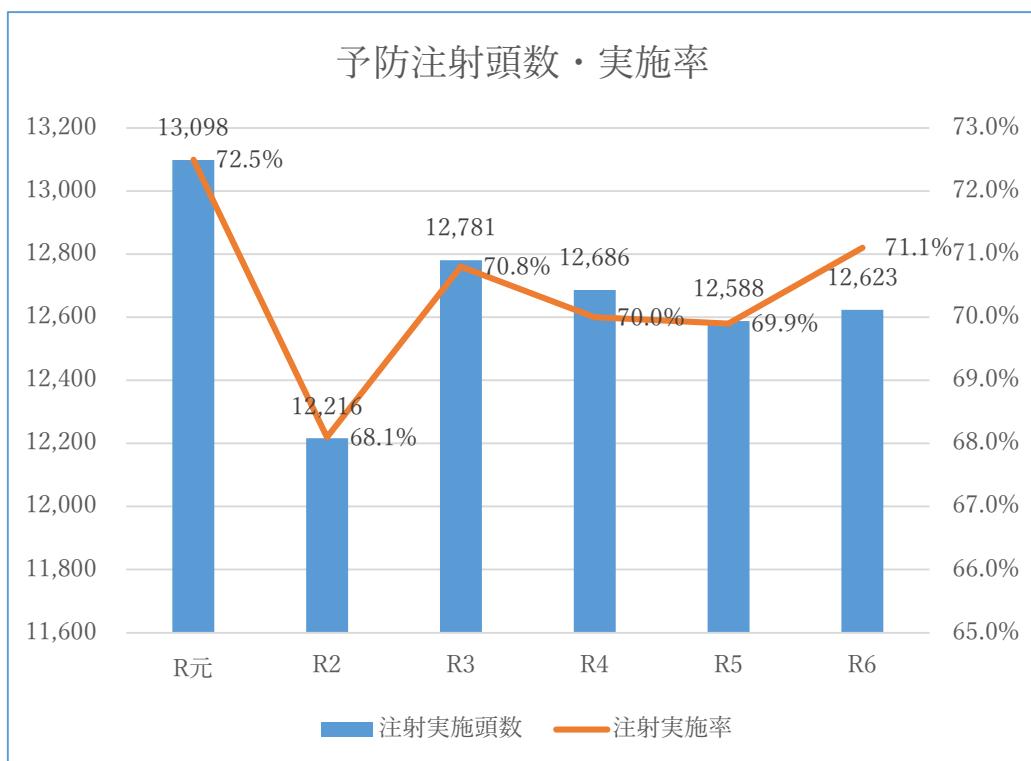
区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6
30頭（計画収容頭数）以上の収容日数	0	1	0	0	139	162
40頭以上の収容日数	0	0	0	0	32	75
50頭以上の収容日数	0	0	0	0	1 (52頭)	0

## (2) 犬の登録頭数（各年度末時点）



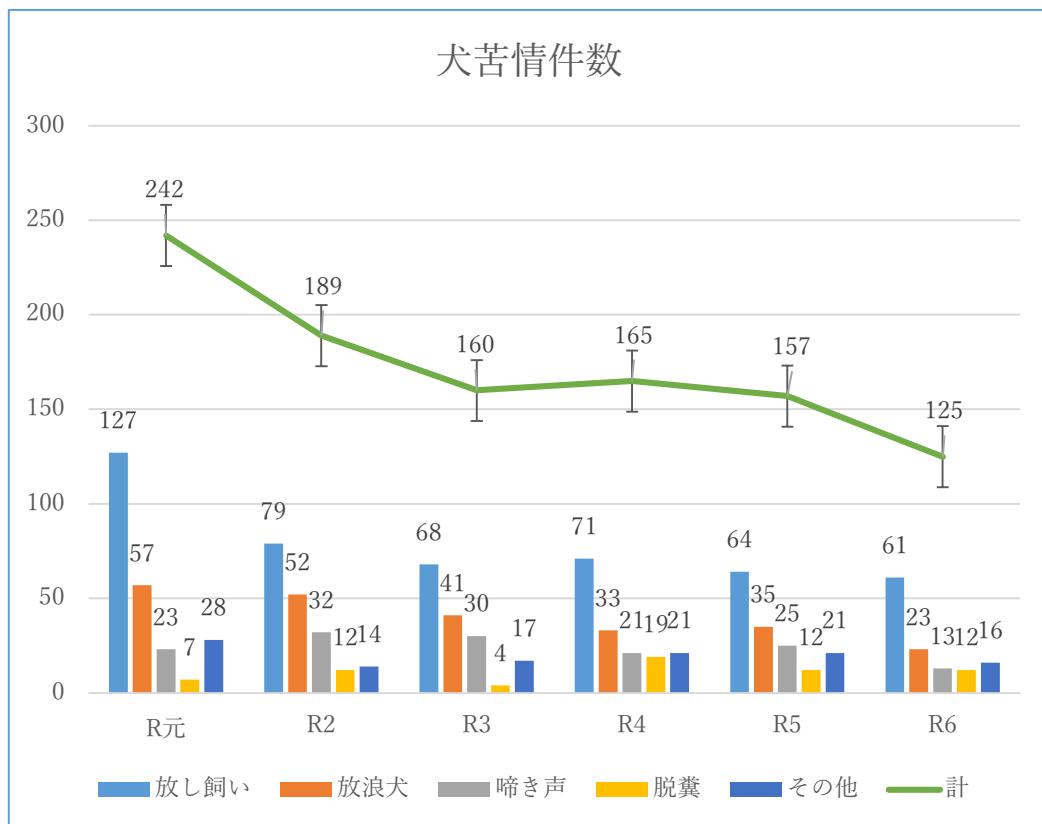
※登録頭数：市内新規登録+他市からの転入による登録

## (3) 狂犬病予防注射頭数

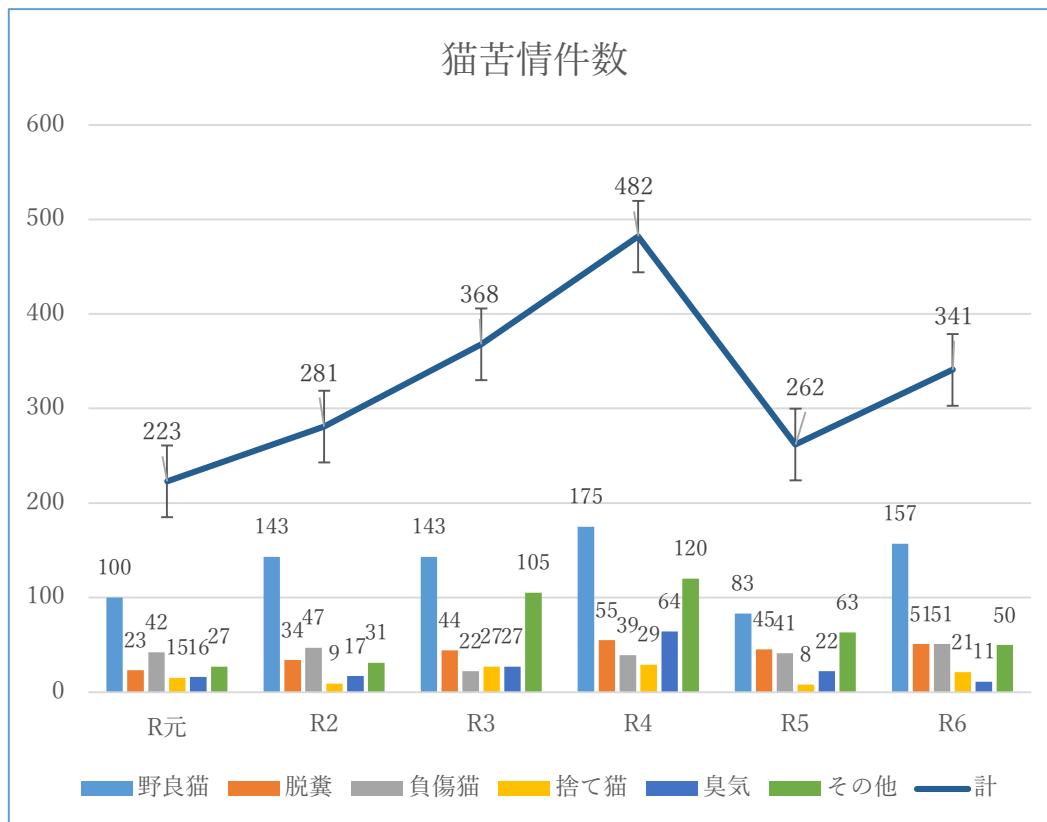


#### (4) 犬猫に係る苦情件数

##### 【犬】



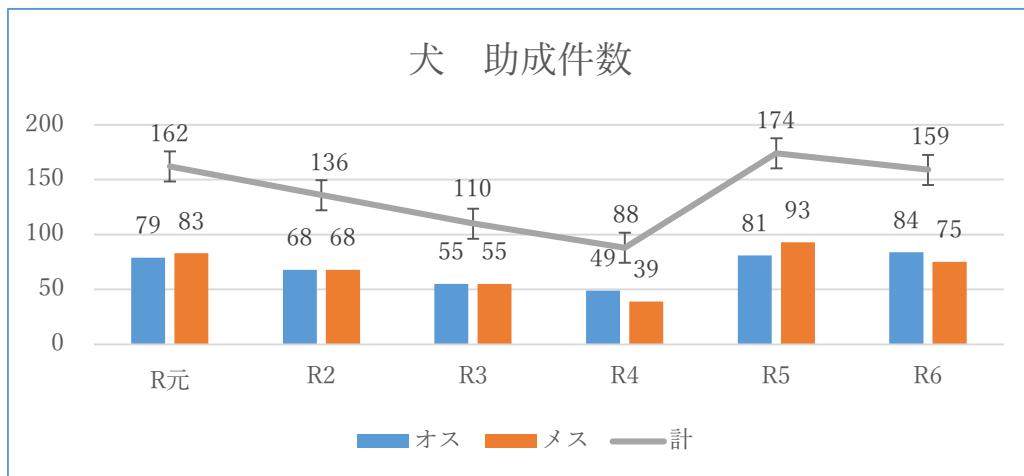
##### 【猫】



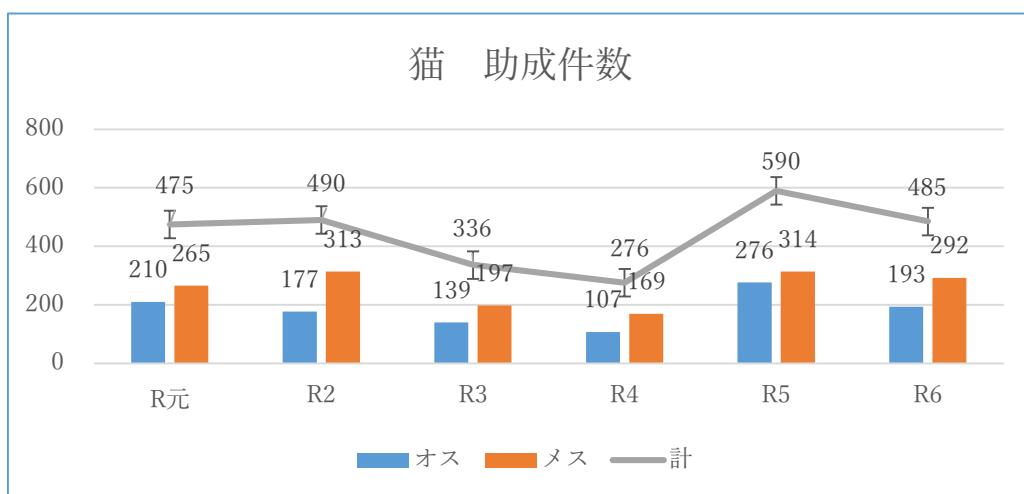
(5) 不妊去勢手術費助成件数

① 飼い犬・飼い猫 (H25 年度開始)

【犬】※犬への助成は R6 年度で終了



【猫】



② 所有者のいない猫(H29 年度開始)

